

令和4年度 多面的機能支払交付金に係る地方農政局等が行う抽出検査を実施

今年度の抽出検査は、10月31日(月)～11月2日(水)の3日間で実施され、柳井市、岩国市、周防大島町の管内6活動組織が対象となりました。

この抽出検査は、中国四国農政局が多面的機能支払交付金実施要領に基づき、毎年度、県内の活動組織の中から対象組織を抽出して、多面的機能支払交付金に係る証拠書類等について検査を実施するものです。

今年度の検査は、令和3年度の実施状況が対象で、当日は、活動組織関係者(代表、書記・会計担当者ほか)及び市町担当者が出席し実施されました。

いずれの活動組織も関係書類の整理が良く、指摘・指導事項も少なく無事に検査を終えました。



検査時に指摘・指導のあった事項を以下のとおりお知らせしますので活動実施の参考にしてください。

項目	指摘・指導内容
総会(総代会)	総会の出席にあたり委任状が提出されている場合、その委任状が適切に管理されているか確認すること。 また、書面開催とした場合は役員等により結果を取りまとめ、議決結果を配布や回覧などで全構成員に周知し、資料等を整理し保管すること。
領収書等	請求書、納品書、領収書等の宛名は活動組織名称を記載すること。個人名、法人名等は不可。 レシート等の感熱紙はコピーを原本とともに整理し保管すること。 (感熱紙は保管期間が長くなると劣化し、印字が消失するため)
活動組織内規	日当、借上代(草刈機、軽トラ等)、役員報酬等の単価についての書面により規定し、整備すること。 また、総会資料等に添付して構成員に周知すること。
構成員名簿	構成員に変更があった場合には名簿を整備し、市町へ「変更の届出」を行うこと。
金銭出納簿	草刈機借上代を支出する場合、日当と合算せず、「4.日当」と「5.購入・リース費」に区分し整理すること。
外注	見積書、契約書、納品書、請求書等の資料を整理し保管すること。
保険加入	全国的に、活動中の怪我や事故が多発しているため、保険の加入を推奨する。